第1節 住民の避難

1 武力攻撃事態などの類型に応じた避難(退避)の態様

住民の避難は、武力攻撃事態等の態様や推移、時間的余裕、さらには被害の状況等に応じ、危険 地域から屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で 実施する。

実際には、具体的に発生した、又は発生するおそれのある武力攻撃事態等の実態に応じて、最も的確かつ確実な方法により行うこととなるが、基本的には次の表に基づき実施する。

	類型	避難及び退避の態様
武	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃	・広域的な避難(県内避難又は県外避難)
力	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・屋内へ避難(退避)
攻	・主要な公共施設の占拠又は破壊	・事態の推移や被害の状況に応じて、危険
攻撃事態	・原子力発電所の中央制御室の占拠又は冷却機	地域からの避難(退避)
態	能の破壊	
	弾道ミサイル攻撃	
	・通常弾頭・核弾頭	
	・生物剤弾頭・化学剤弾頭	
	航空機による攻撃	
鋻	危険性を内在する物質を有する施設等に対する	・屋内避難(退避)
緊急対	攻撃が行われる事態	・事態の推移や被害の状況に応じて危険地
対加	・原子力事業所等の破壊	域からの避難(退避)
処事態	・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の	(市内避難又は県内避難)
態	爆破	
	・危険物積載船への攻撃	
	・ダムの破壊	
	多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に	・事態の推移や被害の状況に応じて危険地
	対する攻撃が行われる事態	域からの避難(退避)
	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	(市内避難又は県内避難)
	・列車等の爆破	
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による	・屋内避難(退避)
	攻撃が行われる事態	・事態の推移や被害の状況に応じて危険地
	・放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボ	域からの避難(退避)
	ム)等の爆発による放射能の拡散	(市内避難又は県内避難)
	・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	風向や二次感染の防止等を考慮
	・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	
	・水源地に対する毒素等の混入	
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行わ	・屋内避難(退避)
	れる事態	・事態の推移や被害の状況に応じて危険地
	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	域からの避難(退避)
	・弾道ミサイル等の飛来	(市内避難)

2 避難の方法

市長は、知事からの避難の指示を受けたときは、住民に伝達する。

(1) 避難の種類と行動要領

ア 屋内避難

状況	有毒ガスや爆風、破片又は銃撃等の屋外にいることにより受けるおそれのある危		
	害を避けるため、一時的に屋内へ避難(退避)した方が安全であると判断する場合		
避難場所	自宅、近傍の鉄筋コンクリート造等の堅ろうな施設、建築物		
避難手段	徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。		
	その後、事態の推移、被害の状況等によっては、イからウに掲げる方法により他		
	の安全な地域に避難する。		

イ 市内避難

(ア) 公民館区内の避難施設への避難

状況	武力攻撃などの規模、危険な場所・範囲が限定的であり、地区内のより安全な場		
	所へ避難(退避)して、一時滞在・宿泊を要する場合、又は武力攻撃などのおそれ		
	がなくなったものの、居住場所、ライフラインの破壊等により、住居にて生活がで		
	きなくなった場合		
避難場所	公民館区内の避難施設(ただし、状況により他の近傍の公民館区への避難も考慮		
	する。)		
避難手段	i手段 徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が困難である要配慮者の避難にN		
	り、自家用車又は公用車を補完的に使用することも考慮する。		

(イ) 公民館区外の避難施設への避難

状況	公民館区内に安全な地域が求められないと判断する場合		
避難場所	市内の避難施設		
避難手段	公民館区内の市長が指示する集合場所に徒歩を原則として一時集合し、バス等の		
	借り上げ車両及び公用車(以下「借り上げ車両等」という。) により、公民館区外の		
	避難施設へ避難する。ただし、徒歩による避難が困難である要配慮者については、		
	(ア)と同様とする。		

ウ 県内(市外)避難又は県外避難

状況	市内に安全な地域が求められないと国対策本部長又は知事が判断した場合		
避難場所	所 県内(市外) 県外の避難施設		
避難手段	市内の他の避難施設への避難はイ(イ)と同様とする。		
	市長が指示する集合場所に徒歩を原則として一時集合し、借上げ車両等により県		
	内又は県外の避難施設へ避難する。ただし、徒歩による避難が困難である要配慮者		
	の避難は、イ(ア)と同様とする。		

(2) 避難の指示の単位

ア 避難の指示に当たっては、市があらかじめ定める避難地区の名称を用いる。

イ 避難する地域が市内全域である場合は、市名のみを用いる。

(3) 指定公共機関等からの車両借上げ

市長は、避難誘導の実施に当たり、運送業者である指定公共機関等の車両の借上げが必要なと きは、輸送条件を示して知事に要請する。

(4) 自家用車等の使用

市は、避難の実施に当たり、公用車及びバス等の指定公共機関等の輸送手段を補完するため、 徒歩による避難が困難な要配慮者の避難に限り、所有者等の協力を得て、自家用車等を使用する ことも考慮する。

その自家用車等については、市は、避難地区ごとに地区内の要配慮者の実態を考慮し、その輸送に適した車両等の把握に努める。

(5) 船舶又は航空機による避難

市は、交通途絶等により陸上輸送が困難な地域が発生した場合、又は遠方への避難住民の輸送のために必要な場合は、県に報告し、船舶又は航空機による避難についての協議を行う。

(6) 避難に当たって配慮すべき事項

ア 武力攻撃事態等の類型に応じた避難のあり方

(ア) 地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃の場合 市は、大規模かつ広域的住民避難が行われることから、混乱発生の防止に努める。

(イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

武力攻撃がまさに行われている場合には、市は、住民を屋内に一時的に避難させ、移動の安全が確認された後、他の安全な地域への避難を行う。この場合、市、消防機関、県、県警察、海上保安庁及び自衛隊との間で適切に役割分担し、避難住民の誘導を行う。市は、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じる。

(ウ) 弾道ミサイル攻撃の場合

避難の指示を受けた市は、屋内避難をさせる際には、できるだけ、近傍の鉄筋コンクリート 造等の堅ろうな施設や建築物の地階等に住民を避難誘導する。

その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

(工) 航空機による攻撃の場合

弾道ミサイルの場合と同様、着弾後に被害状況を把握した上で、弾頭の種類に応じた避難を 行うことになる。

攻撃当初における屋内避難に当たっては、市は、できるだけ、近傍の鉄筋コンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階等に住民を避難誘導する。

その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を実施する。

(オ) NBC攻撃の場合

消防機関、県警察、海上保安庁及び自衛隊は、防護服を着用するなど隊員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行うものとする。

その際は、風下方向への避難を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽、マスクなどを住民に着用させる。

また、被ばくの状況、汚染状況を確認し、被害の拡大を防止するため適切に対処する。

1等による直接の被害を受ける地域については、武力	
1た場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、—	
後、放射線の被害を受けない安全な地域へ避難させ	
ప .	
直接の被害は受けないものの、放射性降下物による被害を受け	
るおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な	
地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑	
国下を避けて、風向きとなるべく垂直方向に避難させ	
る攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所か	
1、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれの	
ない安全な地域に避難させる。	
また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場	
合は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療す	
置を講じる。	
る攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所か	
1、屋内の外気からの密閉性の高い部屋又は汚染のお	
そ全な地域に避難させる。	
全剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所	
5.	

イ 自治会単位での避難のあり方

避難に当たっては、県と連携し、避難住民を可能な限り自治会単位で同一施設又は同一地域 に収容できるよう配慮する。

3 避難の誘導の措置

(1) 避難実施要領の作成

市長は、知事から避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定め、住民などに伝達する。

ア 避難実施要領に定める事項

- (ア) 避難の経路、避難の手段、避難の手順、その他避難の方法に関する事項
- (イ)避難住民の誘導の実施方法、避難誘導責任者及び避難住民の誘導に係る関係職員の配置、 その他避難の誘導に関する事項
- イ アで定める避難実施要領の内容の伝達及び通知先
- (ア) 住民及び関係のある公私の団体
- (イ) 消防長、警察署長、海上保安部長等、自衛隊地方協力本部長、その他関係機関

ウ 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- (ア) 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会など地域の実情に応じた 適切な避難の実施単位を記載する。
- (イ) 避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- (ウ) 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への避難方法を記載する。
- (工)避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- (オ) 集合後の自治会単位や近隣住民間などでの安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- (カ) 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難 経路等、避難誘導について可能な限り具体的に記載する。
- (キ)避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町、消防職員の配置及び担当業務を可能な限り明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- (ク) 要配慮者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法について記載する。
- (ケ) 要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
- (コ)避難誘導中に、避難住民へ水や食糧、医療等を提供するための支援内容について記載する。
- (サ) 緊急連絡先を記述する。

(2) 避難住民の誘導

市長は、市の職員、消防長及び消防団長を指揮して次のとおり避難誘導を行う。なお、避難誘導に当たっては、要配慮者を優先することとし、自治会等の地域コミュニティと連携して、迅速かつ安全な避難の誘導に努める。

その際、自治会単位又は家族単位となるよう配慮する。

また、大規模な事業所で事業所単位での避難誘導が効果的な場合は、事業所の協力を得て、事業所単位での誘導も実施する。

- ア 市内の避難施設への誘導
- イ 自治会ごとの避難者名簿の作成
- ウ 輸送車両の手配
- エ 輸送車両による移動

(3) 警察官等による避難住民の誘導の要請

市長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、次の者に警察官等による誘導を行うよう要請する。この場合、市長はその旨を知事に通知する。

また、市長は、警察署長等に直接要請ができない場合は、知事に対して警察官等による避難住民の誘導を求めるものとする。

なお、市長は、警察署長等とあらかじめ協議し、避難実施要領に警察官等が行う避難誘導について定める。

- ア 当該市町の区域を管轄する警察署長 ... 警察官
- イ 海上保安部長等 ... 海上保安官
- ウ 国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長 … 自衛官 (国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長に限る。)

(4) 情報提供の要求

市長は、警察官等が避難の誘導を実施しているときは、警察署長等に対し、避難住民の誘導の 実施状況に関し、必要な情報の提供を求める。

(5) 必要な措置の要請

市長は、警察官等が避難の誘導を実施している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に避難住民の誘導に関し必要な措置を講じるよう要請する。

(6) 安全の確保のための措置

市長は、避難誘導を行う者に対し、二次災害が生じることがないよう情報を集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

(参考)避難の実施体制

	ませい 天心 仲叩		
事項区分	実施責任者	内容	実施の基準
の 選	国対策本部長	・要避難地域 ・避難先地域 ・関係機関が講ずべき措置の概要	・住民の避難が必要であると認め るとき
避難の指示	知事	・要避難地域等・避難先地域・関係機関が講ずべき措置の概要・主要な避難経路・避難のための交通手段・その他の避難の方法	・国対策本部長が避難措置の指示をしたとき ・知事が自ら当該避難地域の近接 地域の住民も避難させることが 必要であると認めるとき
避難住民の誘導	市長	・上記避難の指示の伝達 ・避難実施要領の策定 (避難の経路、手段、手順) (避難住民の誘導の実施方法) (関係職員の配置) (その他避難、誘導に必要な事項) ・避難実施要領の内容の伝達・通知	・知事が住民に対し避難の指示をしたとき
	市の職員	・避難住民の誘導	・市長が避難誘導を実施するとき
		・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれが
	消防団員		あると認められるとき
	消防吏員	・避難住民の誘導	・市長が避難誘導を実施するとき
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		・危険な事態が発生するおそれが
			あると認められるとき
		 ・立入禁止、退去の措置	・危険な事態が発生するおそれが
		・道路上の車両等の除去	あると認められ、警察官又は海
		追助工の手両守の除力	上保安官がその場にいないとき
	热岛ウ	、冷紫介見の味道	・市長の要請があったとき
	警察官	・避難住民の誘導 	・知事の要請があったとき
	海上保安官	 	
		・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれが
		・立入禁止、退去の措置	あると認められるとき
		・道路上の車両等の除去	ナトの亜鉄がちょれした
	自衛官	・避難住民の誘導	・市長の要請があったとき
		 	・知事の要請があったとき
		・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれが
		<u> </u>	あると認められるとき
		・立入禁止、退去の措置	・危険な事態が発生するおそれが
		・道路上の車両等の除去	あると認められ、警察官又は海
		'따봤다고 다 '프'	上保安官がその場にいないとき
	県の職員	・避難住民の誘導	・市長の要請があったとき
			・市長に避難住民の誘導の指示を
			行っても、所要の避難住民の誘
		#5.0	導が市長により行われない場合
		・警告、指示	・危険な事態が発生するおそれが
			あると認められるとき

4 他市町村からの避難住民の受入れ

(1) 避難住民の受入れ

市長は、知事から他市町村からの避難住民の受け入れについて要請を受けた場合、避難住民を 受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる。

(2) 避難施設の開設

市長は、知事と協議し、知事があらかじめ指定した避難施設の内から、次の避難施設を優先して開設する。

なお、市長は、避難施設の開設状況について速やかに知事に情報を提供する。

- ア 市所有の宿泊施設
- イ 県及び市所有の公共施設
- ウ 小中学校体育館。ただし、避難施設の収容能力を超える避難住民を受け入れる必要がある場合は、小中学校の校庭に天幕等を設置し仮避難施設として開設する。

(3) 避難住民に対する配慮

避難施設の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、避難住民の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講じるよう努める。

5 要配慮者に対する配慮

(1) 市の措置

市長は、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ収集した要配慮者に関する情報等を参考に、避難実施要領を作成する。

(2) 地域住民への協力要請

要配慮者が避難を行う場合は、避難誘導について地域ぐるみで協力・支援に努めるよう、その地域の住民に要請する。

(3) 病院、福祉施設等の措置

病院、老人福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、その他自ら避難することが困難な者が入院 し、又は利用している施設の管理者は、避難が円滑に行われるよう必要な措置を講じるよう努め る。

6 知事に対する要請等

市長は、市職員などによる避難誘導が困難な場合、知事に対して、避難住民の誘導の補助を要請するものとする。なお、市が避難誘導を実施できず、知事が避難誘導を行う場合は、その避難誘導について可能な限り協力する。

7 的確な避難の実施

市長は、避難先地域において住民の受入れが完了するまで、避難住民の誘導を行う。その際、避難に遅れた者への対応について、次のとおり実施することに努める。

- (1) 消防吏員及び消防団員による救助隊を編成し、捜索及び救出に当たる。
- (2) 自ら編成する救助隊による捜索及び救出が困難なときは、市域を管轄する警察署長に連絡し、合同してこれらの活動に当たる。
- (3) 市の能力では捜索及び救出が困難であり、かつ、これらの活動に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、知事に応援を要請する。

8 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、市は、関係機関及び施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等においても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

9 被災地域における動物の保護等

市は、動物の飼い主(所有者又は占有者をいう。以下同じ。)に対し、災害時においても動物の 適正な飼養・保管に努めるよう要請するが、飼い主の分からない負傷動物又は逸走状態の動物の保 護については、県が行う動物の保護・収容等に協力する。

10 避難の指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を復帰させるための誘導その他の措置を講じる。

11 避難施設の運営

(1) 施設の管理

市長は、避難施設を開設したときは、速やかに避難施設対応要員を置く。

(2) 避難施設運営組織の結成要請

市は、避難施設の適正な運営を図るため、避難者自身による避難施設運営組織の早期結成を要請する。

(3) 避難施設対応要員と避難施設運営組織との協議

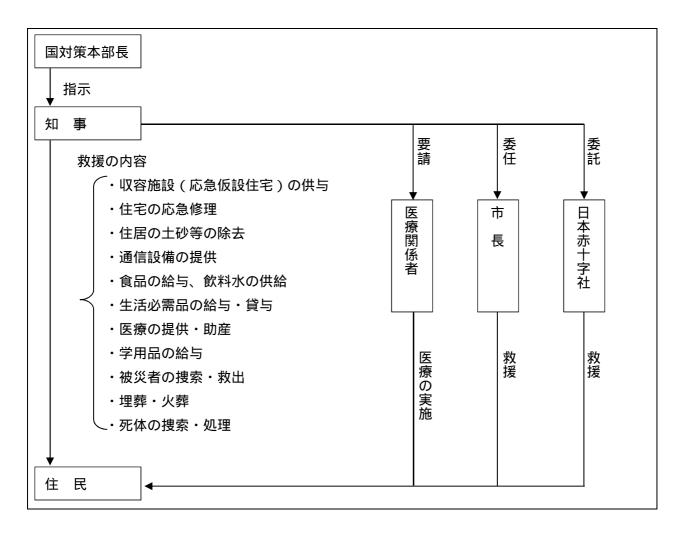
避難施設対応要員は、運営組織と市対策本部との連絡調整に当たる。

第2節 避難住民等の救援

1 救援の実施体制

(1) 救援の実施及び補助

市長は、知事からの救援事務の一部について委任された場合は、その事務の内容及び当該事務 を行う期間において、自ら実施する。また、知事が行う救援についても、必要に応じてその事務 を補助する。



(2) 救援の実施に必要な物資等の確保

市長は、知事から委任された救援の実施に必要な物資の確保又は土地の使用に当たっては、あらかじめ所有者等に対し物資の売渡しの要請を行い、又は土地等の使用に係る同意を得るものとする。

なお、被災等により当該物資又は家屋等が使用不能となっている場合など、正当な理由がないにもかかわらず当該所有者が応じない場合には、同意を得ないで物資の収用又は土地等の使用ができる。

2 救援の実施内容

市長は、国民保護法及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び基準」と いう。)に基づき、次の救援事務について、知事から委任されたものについて、次のとおり実施す る。

なお、この場合において、市長が必要と認めるときは、金銭を支給して実施することができる。

(1) 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与

ア 避難施設

- (ア) 収容する者は、避難住民又は武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者 とする。
- (イ) 原則として学校、公民館等の既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用 することが困難な場合は、野外に仮小屋又は天幕を設置する。また、必要に応じてプライバシ ーの確保等に配慮する。
- (ウ) 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置する。

イ 応急仮設住宅

- (ア) 収容する者は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住宅が全壊、全焼又は流失し居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。
- (イ) 入居に当たっては、自治会又は近隣者との関係が継続されるよう配慮する。

(2) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し、又は半焼した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対し、住宅の居室等の応急修理を行う。

(3) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石等の除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場、便所など日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹木等の障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない者で、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対し、土石等の除去を行う。

(4) 電話その他の通信設備の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対し、電話、ファクシミリ又はインターネットの利用を可能とする通信端末機器、その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難施設等に設置し、利用させる。

(5) 炊き出しその他の方法による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

避難施設に収容された者、武力攻撃災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難 の指示に基づき又は住宅に被害を受け、避難する必要のある者に対し、炊き出し等を行う。

イ 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により飲料水を得ることができない者に対し、その 供給を行う。

(6) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品 を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、その給与等を行う。

(7) 医療の提供及び助産

ア 医療(施術者が行う施術を含む)の提供

- (ア)避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して、 応急的に処置する。
- (イ) 医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、止むを得ないと認められる場合は、病院、診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定する免許を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師(以下、これらの者を「施術者」という。)による施術のための施設をいう。)において行う。

イ 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害のため助産を受けることができない者に対して行う。

(8) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失し、又はき損したため、就学 上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書等学用品の給与を行う。

(9) 被災者の捜索及び救出

ア 捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、 武力攻撃災害のため生命及び身体が危険な状態にある者又は生死が不明の状態にある者の捜索 及び救出を実施する。

イ 安全の確保

捜索及び救出を実施する場合には、これらを実施する者の安全の確保に十分配慮し、県警察 や消防機関等が行う捜索及び救出と十分な連携を図る。

(10) 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、福井警察署及び福井南警察署は、市と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しに 努める。

(11) 死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、 武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると 推定される者に対し、捜索を行う。

イ 死体の処理

武力攻撃災害により死亡した者について、死体に関する処理(埋葬等を除く。)を行う。

3 日本赤十字社が行う救援

(1) 日本赤十字社の自主性の尊重

市長は、救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

(2) 日本赤十字社との連携

市長は、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容に応じて、連携を図りながら、救援を実施する。

4 避難者に対する配慮

(1) 健康への配慮

市は、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、県と協力して、相談員による巡回健康相談を実施する。

また、必要に応じて、健康相談等窓口の設置に努める。

(2) 多様なニーズへの対応及び相談窓口の設置

市及び避難施設運営組織は、女性や子育て家庭、家庭動物などに配慮した生活環境の確保に努めるほか、避難施設内での巡回相談又は相談窓口の設置等により、避難者の支援ニーズを的確に 把握するよう努める。

5 要配慮者に対する配慮

(1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与における配慮

市は、現状の施設状況を把握した上で必要と認める場合は、要配慮者の利用を考慮した施設の バリアフリー化に努める。

(2) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の設備や機器の設置における配慮

市は、設備や機器の設置に際しては、要配慮者に配慮する。

また、要配慮者にも災害情報が正確に伝達されるよう、次に掲げる事項に配慮する。

- ア 電光文字表示装置、ラジオ又はテレビ(文字対応機器) ファクシミリ等の設置
- イ 手話通訳、外国語通訳等各種情報支援ボランティアの確保
- ウ 情報提供・広報時の文字情報と音声情報の併用
- (3) 収容施設内(応急仮設住宅を含む。)での配慮

市は、収容施設において要配慮者の人権を尊重し、介護等が受けられる場所をあらかじめ確保するとともに、飲料水、食品及び生活必需品等は、健康状態等に応じて確実に配布されるよう努める。

また、集団生活に適応できない要配慮者に対しては、避難所を別にするなどの配慮を行う。

(4) 支援ニーズの把握等

市は、収容施設(応急仮設住宅を含む。)において要配慮者の生活支援に配慮し、これを専門に行う介護等のボランティアを配置するなど、適切な運営体制を講じるよう努める。

また、避難施設内での巡回相談又は相談窓口の設置等により、収容施設内における要配慮者の支援ニーズを的確に把握するよう努める。

6 救援物資等の受入れ

(1) 救援物資等の公表

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望する ものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表するように努める。

(2) 救援物資の受入れ体制の整備

市は、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送などの体制を整備するように努める。

(3) 救援物資に関する問い合わせ窓口の設置

市は、被災地又は避難先地域以外の場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口の 設置及び被災地、避難先地域のニーズの広報に努める。

7 応急仮設住宅の建設予定地の選定

市長は、応急仮設住宅の設置に備え、建設予定地を定めておく。

第3節 緊急輸送

1 輸送力の確保

(1) 車両等の把握

市長は、動員できる車両及び船舶(以下「車両等」という。)をあらかじめ把握しておく。

(2) 知事に対する要請

市長は、避難時に車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間などを示して、知事に応援を 要請する。

2 指定地方公共機関による避難住民等の運送の要請

(1) 避難住民の運送の要請

市長は、必要に応じ、輸送人員、輸送区間などを示して、知事に対して運送事業者である指定 地方公共機関に避難住民の運送を要請するよう求める。

(2) 緊急物資の運送の要請

市長は、必要に応じ、輸送量、輸送区間及び緊急物資の種類などを示して、知事に対して運送 事業者である指定地方公共機関に運送を要請するよう求める。

(3) 安全の確保のための措置

市長は、運送事業者に運送の要請をするにあたり、当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を提供する等、その業務に従事する者に対し、安全の確保のための必要な措置を行う。

3 輸送ルートの確保

(1) 被害状況等の把握及び情報提供

市は、県警察、自衛隊などの協力を得て、自ら管理する道路の被害状況、復旧見込み等の情報を把握し、県に情報提供を行う。

(2) 緊急輸送ルートの確保

市は、県が緊急輸送ルートを選定した場合は、その確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行うことにより、輸送機能の充実を図る。

4 燃料の確保

市は、県が行う緊急輸送用の車両等の燃料の確保に協力する。

第4節 交通の確保

1 実施責任者

(1) 交通支障箇所の応急復旧

市は、自ら管理する道路について、交通支障箇所の通報連絡及び応急復旧を行う。

(2) 交通規制に関する措置

交通規制に関する措置は、県公安委員会、警察署長及び警察官が行う。

なお、市が管理する道路について、破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められるときは、市が通行の禁止又は制限を行う。

2 交通支障箇所の通報連絡

市の管理する道路の支障箇所に係る連絡先は、次のとおりとする。

なお、国及び県が管理する道路等は、県より情報提供される。

- (1) 県対策本部長(ただし、県対策本部設置前にあっては県関係課長)
- (2) 県土木事務所長
- (3) 関係警察署長

3 交通規制に関する措置

(1) 通行禁止区域等における消防吏員の措置等

消防吏員は、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第4項の規定を準用し、当該区域等の車両その他の物件の移動等に必要な措置を行うことができる。

この場合において、消防吏員がこの措置を行ったときは、直ちに、当該命令又は措置をとった 場所を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(2) 交通規制情報の周知

市は、その管理する道路の交通規制情報について、県公安委員会及び警察署長を通じ、日本道路交通情報センター及び交通情報板等により規制の区域、区間、迂回路などを広報する。

4 緊急通行車両標章及び証明等の受領

市は、当該車両が国民保護措置に従事するため必要な車両であると認められるときは、あらかじめ県公安委員会に事前届出を行い、交付を受けた届出済証を県公安委員会に提示し、緊急通行車両標章及び証明書の交付を受ける。

5 応急の措置

市は、その管理する道路に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。また、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、区間を定めた通行の禁止又は制限について、関係警察署長に意見を聴くものとする。

ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

6 交通情報の収集と広報活動

市は、国民保護措置に係る道路交通情報の収集及び広報について、県及び関係機関に協力する。